

令和元年 6 月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策対策特別委員会（事前）

令和元年 6 月 17 日（月）

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策対策特別委員会を開会いたします。

（10時32分）

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について

【報告事項】

○保育所等入所待機児童数（速報値）について（資料 1）

仁井谷保健福祉部長

6 月定例会に提出を予定しております、議案等につきまして、関係部局より御説明を申し上げます。

初めに保健福祉部関係でございます。お手元の次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料に基づきましてお願いいたします。提出を予定しておりますのは、大きく 3 点でございます。令和元年度一般会計補正予算、県民環境部より、徳島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の策定、平成 30 年度繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

まず、1 ページ目でございます。一般会計補正予算の総括表でございます。表の中左から 3 列目、補正額を記載しております。一番下の計欄、保健福祉部以下 5 部局で、2 億 1,960 万 8,000 円の増額でございます。補正後の合計は 440 億 4,705 万 6,000 円でございます。

2 ページをお願いします。保健福祉部関係では保健福祉政策課以下長寿いきがい課までの各課での補正となっております。補正額は左から 4 列目に記載のとおりでございます。2 ページ目の一番下になりますが、医療政策課で 3,678 万 4,000 円の増額を考えてございます。右の摘要欄に記載のところが内容でございます。まず、医療衛生費のア、訪問看護出向支援事業費といたしまして、900 万円の増を考えてございます。在宅医療の推進のため、病院看護師と訪問看護師の相互交流を通じましたスキルアップを図るものでございます。②のア、救急安心センター事業費、975 万円の増でございます。いわゆる #7119 という救急相談ダイヤルの開設をいたしまして、救急受診、それから救急車の適正使用のための相談を受けようというものでございます。

また、その下のイでございますが、医療・介護人材確保のための病院内保育所活用モデル事業費で、900 万円の増でございます。病院内保育所の空き定員がございますので、その定員を地域の介護施設の職員さん、あるいは診療所の職員さんに開放いたしまして、地

域のお子さん方をそこで受け入れて活用していこうというモデルを構築するものでございます。

それから 3 ページ目に移りまして、上から 3 段目でございます、健康づくり課でございますが、1,834万5,000円の増でございます。内容は、摘要欄に記載のとおり、旧優生保護法一時金支給等関係事業費でございます、国の一時金支給の法律が成立しております。その請求手続の周知でありますとか、受付事務を行うものでございます。

その下、長寿いきがい課でございます。下から 2 段目に計で書いてございます。7,565 万円の増でございます、内容は右の摘要欄に書いてあるものでございます。老人福祉費の中の①、長寿社会対策費のア、アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業費といたしまして、1,000万円の増を考えてございます。いわゆる県版介護助手制度を 2 年前から始めておりますが、その本格普及のために雇用枠の拡大、それから対象施設の拡大を図るものでございます。また、②のアの(ア)、フレイル予防推進事業といたしまして、465万円の増を考えてございます。フレイルというのが、いわゆる加齢に伴う心身の活力低下ということを指す言葉でございますが、これを予防するために、栄養、運動、社会参加、この三つを三位一体で推進していこうという事業でございます。

これらトータルいたしまして、保健福祉部関係では、1 億3,077万9,000円の増、補正後のトータルは、320億3,840万8,000円となります。

続きまして、10ページを御覧ください。保健福祉部関係で平成30年度から今年度に繰り越してきた額の繰越計算書でございます。左から 4 列目、翌年度繰越額と記載してございますが、長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費につきまして、5 億9,247万3,000円の繰越しを行っております。

保健福祉部関係は以上でございます。なお、報告事項はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

板東県民環境部長

それでは、6 月定例県議会に提出を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の 1 ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算についてでございます。補正総額につきましては、表の左から 3 番目、補正額欄に記載のとおり、7,071万3,000円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、110億8,699万4,000円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、主要事項につきまして、御説明を申し上げます。4 ページをお開きください。男女参画・人権課関係でございます。目名、青少年女性対策費の摘要欄①、アの女性活躍ワンストップサービスセンター（仮称）創設事業では、ときわプラザ（男女共同参画交流センター）の推進拠点機能を強化し、相談支援機能及び子育て支援機能を充実させた、ワンストップサービスセンターを整備する経費として、1,000万円を、同じくイの女性活躍ステージアップ事業では、女性活躍促進のため、リカレント教育や人材発掘・育成など様々な施策を行う経費として、430万円をそれぞれ計上しております。補正後の男女参画・人権課の予算総額は、1 億3,148万9,000円となります。

続きまして、次世代育成・青少年課関係でございます。目名、計画調査費の摘要欄①、アの夢を実現！若者未来創生事業では、夢を実現しようとする若者同士の交流や、様々な意見にふれる場を創出するため、若者交流の日に青少年センターの一室の開放や、若者主体のフューチャーセッションを開催する経費として320万円を、同じくイの子育て支援サービス基盤強化事業では、多様な子育て支援情報の発信や産前産後の母親相談、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加対策など、子育て支援サービスの基盤強化を図る経費として、400万円をそれぞれ計上しております。また、目名、児童福祉総務費、摘要欄①、アの虐待対応市町村支援事業では、複雑化する児童虐待問題に対応するため、虐待対応市町村支援専門員の配置により市町村への指導・助言機能の充実を図り、児童相談所の機能強化を行う経費として、623万2,000円を、同じく摘要欄③、アの保育人材確保等推進事業及び摘要欄④、ア及びイの子ども・子育て支援新制度推進交付金事業、保育提供体制緊急確保事業では、保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図るため、アクティブ・シニアの人材育成や保育現場への就労を支援する経費として、合わせて1,861万円を、同じく摘要欄⑤、アの里親支援ステップアップ事業では、要保護児童の家庭養育を推進するため、各児童相談所へ里親支援専門員を配置するとともに、特別養子縁組の推進にかかる、新生児委託トレーニング事業を行う経費として、660万4,000円をそれぞれ計上しております。

5 ページに移りまして目名、母子福祉費、摘要欄①、アの子どもの居場所づくり推進事業では、コーディネーターを配置し、市町村等が実施する、子どもの居場所づくりの取組を支援する経費として、850万円を計上しております。補正後の次世代育成・青少年課の予算総額は、108億8,295万3,000円となります。

次に、スポーツ振興課関係でございます。目名、計画調査費、摘要欄①、アの「自転車王国とくしま10周年」魅力再発見事業では、サイクルトレインの運行拡大や外国語版コースマップの作成等により、自転車王国とくしまのさらなる魅力度アップを図る経費として、375万円を計上しております。補正後のスポーツ振興課の予算総額は、4,255万2,000円となります。

9 ページをお開きください。その他の議案等につきまして、2 点御説明をいたします。1 点目は、徳島県男女共同参画基本計画（第4次）の策定についてでございます。徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例、第3条第1項の規定により、議決をお願いするものでございます。

この計画は、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に策定し、今後4年間の新たな指針となるものです。本日は、新たな指針となる、「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～（案）」を別冊として添付しております。

別冊の1 ページをお開きください。1 の計画の性格につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画であるとともに、基本方針Ⅰのうち主要課題1、2及び3に係る部分につきましては、女性活躍推進法に基づき策定する、都道府県推進計画として位置付け、施策を実施してまいります。2 の計画期間につきましては、令和元年度から令和4年度までの4年間としております。3 の計画の体系につきましては、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえ、三つの基本方針と12の主要課題を掲げております。

4 の進行管理につきましては、毎年度、推進状況を公表し、施策の実施状況について、効果を検証し、しっかりと P D C A を実行してまいりたいと考えております。

2 ページから 5 ページには、多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造を基本目標とした、めざすべき将来像や策定の視点及び計画の体系を記載しております。

6 ページをお開きください。第 3 章、基本方針、主要課題とその推進方策についてでございます。6 ページから 10 ページには、女性活躍推進法に基づく推進計画となる主要課題 1, 2 及び 3 を最重点課題として冒頭に位置付け、女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育、働き方改革の推進など、職業生活における女性の活躍を推進するため、取り組むべき施策を掲げております。11 ページ以降は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶、男女共同参画立県とくしまの実現に向け、取り組むべき推進方策を掲げております。

以上が基本計画の概要となります。なお、参考 1 として、基本計画の概要版を、参考 2 として、基本計画の全体版をお手元に配付させていただいております。

説明資料に戻りまして、11 ページをお開きください。2 点目は、平成 30 年度繰越明許費繰越計算書でございます。去る 2 月の定例県議会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、表の左から 4 番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、325 万 9,000 円に確定いたしました。その内訳といたしまして、課名と事業名を記載しております。

今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1 点、御報告させていただきます。保育所等入所待機児童数(速報値)についてでございます。お手元の資料 1 を御覧ください。本年 4 月 1 日現在の本県における待機児童数は、昨年と比べて、40 名増の 73 名となっております。市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。県におきましては、引き続き、保育所等の整備による受皿の拡大を図りますとともに、保育士確保の取組を強化し、1 日も早い待機児童解消に向け、取り組んでまいります。報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

黒下商工労働観光部長

今定例会に提出を予定しております商工労働観光部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の 1 ページをお開きください。一般会計補正予算案についてでございます。当部の一般会計につきましては、補正額欄の 3 段目に記載のとおり、200 万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、合計で、7 億 730 万円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧書きで記載のとおりでございます。

6 ページをお開きください。課別主要事項でございます。労働雇用戦略課の計画調査費の摘要欄①のア、シルバー人材センター機能強化促進事業につきましては、シルバー人材センターの機能強化を図るため、センターの職域・就業機会・会員の拡大を、支援するための経費でございます。

商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

上げます。

北川県土整備部長

今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の委員会説明資料 1 ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から 3 段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備部におきましては、465 万 6,000 円の増額をお願いしております。その右隣、計欄に補正後の予算額を記載しておりますが、県土整備部合計で、700 万円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

7 ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。建設管理課におきまして、建設産業の生産性向上と担い手の確保・育成に要する経費として、465 万 6,000 円の補正をお願いしております。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

6 月定例県議会に提出を予定いたしております、教育委員会の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の 1 ページをお開きください。教育委員会の一般会計歳入歳出予算額につきましては、補正額の欄に記載のとおり、1,146 万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は 2 億 735 万 4,000 円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8 ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。教育創生課関係でございます。計画調査費の①、地方創生の深化のための支援費及び教育指導費の①、指導諸費におきまして、アの高大・地域連携キャンパス実践展開事業では、阿南光高校における、徳島大学や地域との連携による 6 次産業化人材の育成及び地域のにぎわいの創出に必要な経費といたしまして、計 146 万円を計上いたしております。

次に、人権教育課関係でございます。教育指導費の①、生徒指導費におきまして、アの SNS 活用「生徒の心の相談」実証事業では、広く若年層に普及している SNS による相談窓口を設け、より多くの相談に対応するため、夏期休業明け前後の生徒の心が不安定になりやすい時期に実証研究を実施する経費といたしまして 800 万円を計上いたしております。

最後に生涯学習課関係でございます。社会教育総務費の①、家庭教育支援費におきまして、アの 18 歳！新成人への学びプログラム事業では次代を担う中高生を対象とした、家庭教育や自立した成人になるための学習教材の作成とワークショップの実施に要する経費といたしまして、計 200 万円を計上いたしております。6 月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく、御審議のほどをお願いいたします。

須見委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

黒崎委員

まず、子供の虐待について、徳島県は警察と児童相談所がちゃんと連携を組んでうまく進めているというふうに私もそう感じております。

ただ、全国の例を見ますと、目を覆いたくなるような事件が後が絶たないですね。連絡の不徹底とか、人的ミスでどうしようもない結果が結構あるというような状況が、このところ何箇所かで見られております。人づくりが大切なことは、よく分かっておりますが、なんでこんなことになってしまうのか、本当に胸が痛む思いでいっぱいでございます。

そんな中で、徳島県の場合は、子供の居場所づくり等、あるいは、子供の虐待対応市町村支援事業等、いろいろところで予算をそこに割いて、新たに事業をというふうなことでございますが、具体的に、例えばこの子供の虐待対応市町村支援事業、これが具体的にはどういったことなのか。あるいは、子供の居場所づくりについても、当初から数はかなり増えてきたんですが、先行している民間のお力を借りて、それを支援するような形でスタートしたんですね。そのところ、数もかなり増えてきましたので、その特性と申しますか、県内の子供の居場所づくりで特色というか、そういったものが仮にあれば、お尋ねしたいと思います

石炉こども未来応援室長

ただいま、黒崎委員から虐待に対する対応ということで、市町村支援専門員の設置の事業と、それから子供の居場所づくりの推進事業に関しまして、県内の子供の居場所に関する特色について御質問を頂いたところでございます。

まず、虐待対応市町村支援専門員につきましては、県内、3児童相談所に、各1名ずつ、市町村支援を専門に行う児童福祉司を非常勤特別職として配置いたしまして、それぞれ各児童相談所の管轄する圏域におきまして、それぞれの市町村の職員が実際に相談対応に行く際の面接への同行であったり、また、それぞれの各市町村に設置されております、要保護児童対策協議会にも参加いたしまして、随時、適切に要保護児童に対する対応ができるよう支援をいたしまして、市町村のスキルアップや体制強化を図るものでございます。

続きまして、子供の居場所づくりの関係でございますが、県内の子ども食堂の特長ということで御質問を頂いたところでございます。

現在、県内で定期的に継続してやっていたらっしゃる所につきましては、11か所とお聞きしているところでございます。当初は、子ども食堂に関して申し上げますと、レストランとか食堂機能を持たれているような所が、例えば、月に1回、日曜日とか土曜日といったような形で、場所を解放しての子ども食堂の開催といった所が多かったのですが、その後、新しくできてきた所の中では、例えば、阿南市で、放課後児童クラブを活用しての子ども

食堂であったり、場合によっては公の施設などを活用しての子ども食堂であったり、地域に既にある資源を活用しての子ども食堂も増えてきているところがございます。

また一方で、居場所づくりということで県では推進しております、既存の事業ではございますが、子供未来塾という学習支援の取組も進んでいらっしゃる地域もございます。

黒崎委員

まず、虐待対応市町村支援事業、1名ずつ非常勤特別職の方を配置するというふうなことです。これ、以前に国のほうから、児童相談所の人材をもうちょっと手厚くしなければいけないというふうな話がありましたけど、その流れの人材配置ということなんでしょうか。

石炉こども未来応援室長

これにつきましては、国のほうの児童相談所等の体制強化プラン、新プランが昨年12月に打ち出されまして、その中では、30市町村に1名、市町村支援のための児童福祉司を配置するようになっております。

ただ、国から求められているのは、30市町村に1名ですので、本県の場合であれば、1名配置すればいいところなんですけど、やはり、県内広うございますので、それぞれの圏域で配置をしたいなと考えております。

黒崎委員

国の考え方だと30の市町村に対して1名ということになっていると。徳島県の場合は、30市町村に満たないので1名でいいと。ただ、それだけでは、対応が不十分だろうということで、こういう予算を考えて付けていただいたということですね。分かりました。しっかりとこれを前に進めていただきたいと思います。

それと、子供の居場所づくりに関して、当初は、子ども食堂という言葉で広まってきた、全国的にもそうであったと思うんです。それが今、11か所になったということなんですけど、これは地域的に11か所というのは、あるエリアに集中してあるということでしょうか。それとも県下一円に、ほぼばらついた形であるということなんでしょうか。

石炉こども未来応援室長

先ほど申しあげました11か所につきましては、そのうち7か所が徳島市内にございます。それ以外につきましては、阿波市、それから板野町、美馬市、三好市という状況でございます。

黒崎委員

徳島市に7か所、そしてあとは1か所ずつ分散しているというようなことでございますね。これは、必要であったり、地域の方がやるべきだという思いでお作りになった、その子ども食堂。今、子供の居場所づくりということでございますが、ここで例えば、県との関係、これは当初、支援できることはしていくんだということで、伺ってはいるんですけど、当初は2か所3か所の話だったのですが、今、県内11か所になって、そのあたりの話

は、元々、市町村中心でということになっていくんでしょうが、県として、こういう11か所に対して、当初おっしゃっていた支援以外に、もうちょっと拡大された部分とか、そんなのはあるんでしょうか。

石炉こども未来応援室長

黒崎委員から、ただいま、県としての関わりとか支援ということで、お話を頂きました。

この11か所の各子ども食堂さんと、県が直接的に何らかの関わりをしているというわけではないんですけれども、昨年10月より、この中の何箇所かにはなるんですけれども、運営団体の代表として御参画いただきまして、それ以外にも、市町村であったり、学校関係であったり、協力者としての企業さんであったり、そういった方々に参画いただきまして、「子どもの居場所づくり推進会議」というものを開催してまいりました。

その中で、各子ども食堂さんであったり、居場所づくりということで、学習支援の取組をされていらっしゃる所における課題であったり、必要な支援、あと現状なんかのいろいろなお話をさせていただいております。その中で、どういった形で御協力ができるか、既存の資源であったり、そういったものを活用した仕組みづくりができるかということをお話ししてまいりましたので、こちらのほうを市町村であったり、県の支援へとつなげていきたいということで今回も予算をお願いしているところでございます。

黒崎委員

こういった子供の居場所と言われている11か所が運営をする中で、子供の育て方であったり、あるいは、家庭的な何か相談であったりというのを受ける時はあるんでしょうか。

市町村の方から、そういうのを聞いたことはありますでしょうか。

石炉こども未来応援室長

全ての子ども食堂さんではないのですけれども、やはり、気になるお子様とか御家族をお見掛けするということではございまして、そういった時には市町村への御連絡であったり、県のほうにも御連絡を頂くこともありまして、必要に応じて市町村であったり、児童相談所に連絡するなりしまして、適切に関係機関につなぐように努めております。

黒崎委員

そういった例もあるというふうなことでございますので、今後もしっかりとフォローをしていただきたいと思います。事前でございまして、今日はこれぐらいにしておきたいと思います。

扶川委員

今日は引きこもりの問題だけやりたいと思います。

内閣府が今年3月に発表した調査結果によりますと、40歳から64歳の方のうち、6か月以上働いていないなど、高度の引きこもりに該当する人が約1.45パーセント、全国で61.3万人いるという推計が明らかにされました。

これに2015年に行った15歳から39歳の若年層の引きこもり推定数54万人を加えると、115

万人ということになります。徳島県の年齢構成に、これらの調査結果による割合を掛け合わせると、およそどのくらいになるか推計しているか教えてください。

戸川健康づくり課長

今、委員から引きこもりの内閣府の実態調査の結果に基づいて、県内でどのくらいになるかという質問であったかと思えます。

まず、内閣府から平成28年に発表されました15歳から39歳の引きこもりの調査に関して、国のほうでは、全体で54.1万人というところですが、これを徳島県内の人口に当てはめてみますと約3,000人という内容になります。

それから、平成31年3月に、内閣府が発表いたしました40歳から64歳を対象とした調査によりますと、全国で61.3万人というところがございますけれども、この年齢を徳島県内の人口に当てはめますと約3,400人という推計値ということになります。

扶川委員

合わせて6,400人。すごい数ですけれども、この調査というのは、調査用紙を家庭に配布してアンケートを取ると、訪問して回収するというようなアンケートだということを聞いていますが、回答を拒むような例も多いので、研究者によると、その倍ぐらいの人数の引きこもりがあるのではないかという推測もあります。すると、これは徳島県の一つの町が、丸ごと引きこもっているぐらいの人数ということになるんですね。

労働力不足という観点から見ても、もちろん、こういう人たちが引きこもっているというのは日本にとって非常に大きな損害だと思いますが、それより何より、引きこもりをされている御本人が家族にとって非常に辛いことだというふうに思います。

そこで、まず問題を解決するには、対象となる方々、推計ではなくて、実際にどこにどれだけおいでになるのかということ把握しないといけないと思います。

最近ちょっとお聞きしますと、調査を始められているということでしたが、どのような手法で、どのような調査をしておられて、その結果がいつ頃明らかになるのかということをお教えてください。

戸川健康づくり課長

今、委員から、県内の引きこもりの調査の概要についての御質問を頂いております。

引きこもりと言いますのは、家庭内の問題ということもありまして、なかなか表面化しにくいという実態がありますので、本人、家族等のプライバシーに関わる問題で、非常にデリケートな問題であるというふうに認識しておりますことから、なかなか調査を掛けるにいたしましても難しい面がございます。ただ、現在かなり社会問題化しておりますので、県といたしましても、これをなんとか実態把握をしなければいけないということで、現在、民生委員、児童委員の方々に御協力いただきまして、アンケート調査をお願いしているところでございます。

実施の方法といたしましては、県内の社会福祉協議会事務局などを通じまして、民生委員、児童委員の約2,000名の方にアンケート用紙をお配りいたしまして、その中で民生委員・児童委員さんが把握しておられる引きこもりの家庭の状況などをお答えしていただく

ことといたしております。

集計結果につきましては、それぞれの地域の民生委員・児童委員さんからの回収等もございまして、年内中には、その結果につきまして集計して、概要につきましては公表をしていきたいと考えております。

扶川委員

既に報道で有名になっていますけど、秋田県の藤里町では、対象年齢の人たちを全戸訪問をして調査をしたと。それによると、長いこと働いていない人が、18歳から55歳の方のうち、8.7パーセントにもものぼる人たちがいたと。これは絶対数で113人ですが、その113人に対して、仕事の紹介とか、いろいろな援助をしまして、ほとんどの方が仕事を見つけたという報道があります。すごいと思いますが、一回見に行きたいなと思いますが、徳島県でもそのくらい徹底した把握と対策をとらなければいけないと思います。民生委員さん、児童委員さんが把握されているのも恐らく一部だと思うんです。ですので、今の県が取っておられる調査の手法では不十分ではないかと。先進的な取組をされている所も是非研究していただいて、どうやれば先ほどおっしゃったようなプライバシーに関わるデリケートな問題をクリアできるのかということも検討していただいて、もう一步踏み込んだ調査、実態把握をしていただきたいと思います。

戸川健康づくり課長

引きこもりについての実態調査についての御質問でございますけども、まずは、現在調査を掛けております、民生委員・児童委員さんを通じた実態把握に努めてまいりたいと考えております。その調査結果について、分析等をしていきたいと考えております。

扶川委員

二の矢三の矢でね、実態把握に努めていただきたいと思います。まず、その結果を見させていただきたいと思います。

単に相談窓口を設けただけでは解決しないということは、もうこれまでの経緯で明らかになっているので、保健所でも相談を受けていますし、法によって県が精神保健福祉センター内に設けている、引きこもり地域支援センター「きのぼり」もございまして。そういう窓口でどれだけ相談できているかという状況も把握しておきたいのですが、実態を教えてください。

戸川健康づくり課長

引きこもりの相談窓口についての御質問でございます。

まず、県といたしましては、今、委員がおっしゃられたように引きこもり支援センター「きのぼり」というのを作っております、こちらのほうで、この引きこもりについての相談業務を行っています。

平成30年度の相談業務につきましては、来所相談が97件で、延べ377回。訪問出張相談が延べ6回、それから電話相談につきましては99件、延べ246回というふうな内容になっております。

扶川委員

保健所でもやっているんですね。保健所のほうでも、私も聞きましたから、また紹介してもいいんですが、藍住町の保健センターに私も行きまして、市町村のほうでどのような実態があるのかを聞きました。そうすると、平成30年度で二十数件と伺いました。相談のあった方を医療機関や「きのぼり」につないだり、それから障がいを持っておられるような方でしたら、年齢に応じて、町内の相談支援事業所につないだりして対応をしておられるということでしたが、本当に率直におっしゃっていただきましたけど、もちろんこれは氷山の一角ですと。もう、常識ですよと、そうおっしゃってました。

こうした状況というのは、市町村の窓口で、引きこもりされている本人や家族がどうやってたどり着けるのかという、そこからまず、第一歩から対策を取っていかないといけないということを示しています。

今回の全国の調査を踏まえて、全国ひきこもり家族会連合会の代表である中垣内正和氏が、今回の内閣府の調査結果に対するコメントという部分で発表しておられます。指摘されている内容はどれも、もっともな話だと私は思いますので、ここで提起された問題意識に沿って、一つ一つちょっと時間を掛けて申し訳ないのですけれど、お尋ねをしたいと思います。

第一に指摘されておりますのが、これだけたくさんの人たちが長期化している要因や背景について、なぜ本人や家族が相談につながれなかったのか、せっかく相談に行っても適切な見立てをしてもらえず、支援の対象から落とされる人がたくさんいるのはなぜなのか、みんなできちんと検証していかなければいけないという質問です。

一つずつお尋ねしますが、まず、相談に行けなかった、つながらなかった理由というのは、県の認識で結構ですからどういうところに問題があったのか。

戸川健康づくり課長

委員から、引きこもりにつきまして、なぜ相談ができなかったのかというふうな御質問であったかと思えます。

先ほども申しましたように、引きこもりといいますのは表面化しにくい問題でございまして、本人の考え方、それから家族の考え方もありまして、なかなかそれを外に向けて言いづらい、言いにくいということがあります。

そういった家族のほうから積極的に相談をしたくないというふうな意識が働いていることもあろうかと思えますけども、あともう一つはこういった相談をどこにしたらいのかということが、その家族に伝わってないケースもあるのかもしれない。

県といたしましては市町村等と協力いたしまして、こういった相談窓口がありますよということをいろいろな機会を通じまして、周知していきたいと考えております。

扶川委員

不幸な事件が相次ぎました。調査以降、引きこもりの人たちに対する注目が集まってしまったわけですね。それは厚生労働大臣もおっしゃっていましたが、引きこもりと犯罪というのはイコールじゃないです。しかし、皮肉なことにこれをきっかけに相談件数が

増えたというような現場の声も一部聞きました。よほど怖いんですね。そういう相談をされる方はね。大変なことに暴発しないうちにといいことで相談に駆けつけたと。一方で、そういう目で見られるものだから、逆に相談に行けなくなることで足止めを食ってしまう人も出ていると思います。両面あると思います。

ここで大事なのは、今おっしゃったように、窓口を広げて、ちゃんと伝わる、どこに行ったらいいかということも教えて、つないでいただくと同時に、本人さんや家族が今そういう状況に置かれている気持ちを変える好機。それは結局、周囲や住民の意識が変わることですから、住民に対する引きこもりの認識というものを変えていただかなければいけない。厚生労働大臣も、いろいろ犯罪と直接関係ないんだということを当然協調されましたけど、これはもう繰り返し強調されなければいけないと思いますし、それからこの引きこもりというのは、必ずしも本人の責任だけではないんだということを、もっと優しい目で地域の人が、引きこもりをせざるを得なくなっている人たちに対して見られるような環境づくりを県の広報として、あるいは社会教育の活動としてやらなければいけないと思います。そのあたりどうですか。

戸川健康づくり課長

引きこもりに関しまして、地域の環境の意識の改革ということについての御質問であったかと思います。

今、委員のおっしゃられた内容も、恐らくそういった環境の変化、考え方の変化というのをしていかなければいけないというふうに我々も感じております。私たちといたしましても、この引きこもりにつきましては、先ほど申しました「きのぼり」という支援センターを中心といたしまして、連絡会議を行っております。その中には、各市町村の社会福祉協議会だとか、それから医療機関の関係者、それから、教育委員会など、引きこもりに関するいろいろな方の参画を頂きまして、現状だとか、それから支援内容につきまして情報共有ということをさせていただいております。

そういったところを通じまして、周知・啓発をするとともに、こういった引きこもりの状況、それから支援窓口等があるということを広報、特に市町村の広報等も通じまして、広く県民の方々に伝わるように努力していきたいと考えております。

扶川委員

分かりました。是非積極的にやっていただきたいと思います。

次に指摘されている内容ですけれども、「相談に来たのに適切な見立てをしてもらえなかった。あるいは支援対象から落とされる人も多かった」ということを、全国会の方がおっしゃっています。

徳島の現場ではそういうことがあるのかどうかも十分把握しておりませんが、もしそういうことがあるとしたら、これはどういう理由ですか。

戸川健康づくり課長

引きこもりに関して、適切な見立てができていないケースがあるというふうなお話であったかと思いますが、徳島県の支援センターの状況といたしましては、専門の「き

のぼり」のほうに、精神科医の先生が 1 名、それから心理職の方が 2 名ほど専門職としておられます。そういった方々を通じての相談をしておりますので、適切なアドバイス、相談、助言等ができていますものと、県といたしましては思っているところでございます。

扶川委員

一番専門的な知識を持っておられる方は、県にも何人もおいでるでしょうから、そこでそんなことがあったら大変ですから、そうなると思います。

ただ私も生活相談をやっていますから、よく引きこもりの問題を受けるんですよね。ある方が、大分前になりますけども、一回相談に行ったんだそうです。するとお医者さんも含めて相談に乗ってくれたんだけど、単にこれは、本人が幼稚なだけなんだ。それで済まされてしまって何にもならなかったという率直な話をされた。

やっぱり、センターにおいでるような専門家の養成、それから相談を受ける市町村の職員さん、あるいは保健所の方、いろいろな関係者の認識不足というのものではないかと思えます。だから、そういう点ではしっかり、勉強していただく機会を増やして、間違った対応にならないように注意してもらいたい。その点はどうか。

戸川健康づくり課長

引きこもりについての担当者のスキルアップについての御質問であったかと思えます。

県といたしましては、この引きこもりの相談支援のための養成支援研修ということを行ってございまして、その養成研修を通じまして、引きこもりについての知識の醸成、それから適切な対応についての研修、スキルアップについての研修を行っているところでございます。

そういった機会を通じまして、それぞれの各個人の能力アップ、相談についてのスキルアップを図っていくことといたしております。

扶川委員

後で結構ですから、研修を受けた方が、どういう方が何人、どういう内容の研修を受けているかということの資料を頂ければと思います。

今、二つ目に指摘されていることを御紹介しますが、「職場での不安定な悩みやハラスメント、いじめ、恐怖体験などによるトラウマで就労するのは難しいという現実がある。今の社会構造では一度レールから外れてしまうと、なかなか元のレールに戻ることができない、復帰したいと思っても自分の望むタイミングでサポートを受けられるような選択肢が無く、画一的な支援しか用意されていない。社会に戻るといって、不登校なら学校、学校を出てからも引きこもり状態なら職場という狭い選択肢しかない。それぞれの状況や特性に合わせたもっと多様な生き方が保障される社会を準備していかなければいけないと思う。雇用されることが前提で作られた従来の制度設計を見直し、福祉や教育も含め、人それぞれが生きていくために必要なサポートを受けられる仕組みづくりをみんなで考えていかなければいけない」ということが言われています。ちょっと長々言っちゃいましたが、ここで職場でのいじめやハラスメントというのが一つあります。これはこれで、一つの大きな原因かなと、今日は置いておきます。

もう一つは、就職のあっせんや訓練だけでなく、病気や障がいを持っている方々が必要な診断とサポートが受けられる仕組みもいるということだろうし、あるいは障がい無くても、いきなり外に出られない方に対して中間的な居場所を作って提供するという必要性も言われているんじゃないかと明言されていませんけど、恐らくそういうことだろうと私は解釈します。

この議論を不服としている人も、非常に長くなりますので、私が直接取材をしました一分野に限って聞いてみようかと思いますが、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどをする、65歳未満の障がい者を対象とした就労移行支援事業というものがありますが、県下に何箇所あり、定員がどうなっているか教えてください。

戸川健康づくり課長

今、就労につなげる施設がどれくらいあるかというふうな御質問であったかと思います。

現在、私たちのほうで把握しております指定障がい者福祉サービス事業所につきましては、県内で23か所ございます。

扶川委員

いろんな支援があるんですけど、就労移行支援だけでなく、頂いている資料で見ますと、聞いていますから紹介しますけど、徳島市で2か所、鳴門市で1か所、上板町で1か所、東みよし町で1か所、板野町で1か所。これが、就労移行支援で主に精神障がいの方を対象にやられておる事業所だと聞きました。紹介させていただいて、これ南のほうは無いですね。それから山間部でもちょっと無いですね。

要は、全県的なカバーができてないのではないかということなんですけれども、私、地元板野町の事業所に参りました。制度上十分な給付がないという悩みを抱えながら、パートの支援員さんが障がいをお持ちの方と一対一で指導されていました。事業所に来ていただいて、利用者の方が就労を目指して、障がいをお持ちの方ですけれども、一生懸命脇目もふらずに勉強されているという姿を見まして、非常に感銘を受けました。

しかし、この事業所に来られている利用者というのは、まだ定員に満たない。そこは定員は20名です。今後どんどん利用者を紹介してほしいと要望を受けました。そうするつもりですが、こうした状況のもと、引きこもりの障がい者を発見して、これから本格的な対策を取っていくならば、こうしたサービスを全県的に展開して、支援が受けられるような展開をしていく必要があるかと思いますが、その点については課題として伺えるかどうかお尋ねします。

戸川健康づくり課長

引きこもりの就労支援についてのそういった場所を県下一円にという御質問でございます。

この就労支援の事業所の設置につきましては、やはりそれぞれ各民間事業者等が行うものでございますので、なかなか県が積極的に、ここに作ってくださいと言ってすぐできるようなものではございません。ですので、それぞれのいろいろな社会福祉法人、医療法人さん等、引きこもり対策についての連絡会議の中で、そういった情報交換をする中で、県

の考え方だとか、それから、それぞれの法人の意見などを聞きまして、今後の対策について、生かしていきたいと考えております。

扶川委員

必要な事であるということについては認識は一致していると思うんです。県もそんなことはやらないとは考えてないと思うんですよ。おっしゃるとおり、直接設置するものではないので、問題はサポートが十分かどうか十分現場の声を聴いていただいて、そして、推進方に回っていただきたい、そういう主旨でございます。よろしく申し上げます。

それから、次の指摘ですけれども、「国においてはこの調査結果を全ての自治体の相談窓口や支援部署に下ろしていただき、引きこもる人の気持ちや特性を理解できるスタッフの配置や理解を深めるための研修によって人材を育成し、細やかな支援を作ると共に、引きこもり対策推進事業の着実な実施により、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、全ての国民の誰もが生きやすい社会の実現に努めていただきたい」ということです。

これも、さっきの議論と重なりますが、調査結果を自治体や支援部署を下ろしてほしいという要望は、自治体として事態をもっと真剣に深刻に受け止めてもらいたいんだということなんです。県自身はまず、最初に申し上げたような深刻さ、大変さというのを受け止めていただいて、そのスタンスで市町村にも働き掛けをして、呼び掛けて認識を共有していくべきだというようなことだと思うんです。その点はいかがですか。

戸川健康づくり課長

引きこもりにつきましては、社会的な問題として最近クローズアップされてきておりますので、各市町村におきましても、それぞれの各地域で引きこもりを抱えておられる所があるかとは思いますが、そういったところで、この引きこもりになられた方が早く社会復帰ができるように県としても支援していきたいと考えておりますので、県といたしましても県のサポート事業内容だとか、それから相談窓口の広報等につきましても御協力いただけるように市町村と連携を図っていきたいと考えております。

扶川委員

そのコメントの中で、細やかな支援ということが言われています。支援の具体的な流れと言うものをもう少しイメージしてみますと、引きこもり対策というのは、まずは困り果てた家族がおいで。家族が相談に来られるということが始まりだと思います、あるいは、その家族に働き掛けをして実情を把握するということから始まるんだと思います。どういふ対応をしたらいいかということをお話をしてアドバイスをして支援をするということ、それと合わせて、あるタイミングでは引きこまれている方に直接働き掛けをして、外に出ていただけるようなサポートをして、家族で協力しながら支援者がやっていくという流れになっていくんですよ。

この流れの中で、私が今の県下の取組で腑に落ちないことがあります。それは、引きこもりの方や家族の相談に応じるだけでなく、支援員が訪問して引きこもりの方に最終的に声を掛けなければいけないのだけれど、声を掛けていく取組が国の補助事業として、生活困窮者就労準備支援事業の中に位置付けられた、引きこもりサポート事業として存在し

て、そのメニューの中に引きこもりサポーター派遣事業、訪問する事業ですね、派遣事業というものがある。これは市町村を実施主体というふうになっているのに、県下では実際には三好市しかこれを実施していないという現実がある、これが腑に落ちない。

どうしてそういうことになっているのかということをお県の認識を教えてください。

戸川健康づくり課長

ただいま、引きこもりサポーター派遣事業につきましての御質問を頂いております。

この引きこもりサポーター派遣事業と言いますのは、地域に潜在する引きこもりの方に対しまして、このサポーター、引きこもりの相談に関するいろいろな知識を得ておりますサポーターを派遣することによって、相談相手になってこの引きこもりの方の社会復帰を支援するという事業でございます。

委員から説明がありましたように、現在、当課で把握しているのは、三好市のみで実施しているところでございます。なぜこの三好市だけの状況なのかということにつきましては、この引きこもりにつきましての実態の把握だとか、それから相談の有無、それから実際に対象となられております引きこもりの当事者の方、それから家族の方、それぞれのお考え等があるかと思っております。それから、その引きこもりをサポートする支援団体等の存在もあるかと思っております。三好市はちょうどそういったものが全て当てはまったケースで、それによりまして三好市がこの事業について行っているものと思っております。

あと、それから引きこもりの解決と言いますか、相談につきましては、先ほど委員からも紹介がありましたように、医学的な見地からも必要な相談内容等もございまして、なかなか一概にサポーターの派遣事業が全て当てはまるかどうかということも見極めていかなければならないと言うふうに考えております。

扶川委員

おっしゃるとおりなんですけど、私も実際にやっている三好市の取材をさせていただきました。NPO法人で現場に実際に行かれている「ぴあぞら」さんのお話も詳しく聞きました。この団体では3人の引きこもりサポーターの方が活動されているのですが、全員が引きこもりの体験を持っておられる方で、ケアサポーターなんです。それだけに引きこもりされている方の気持ちはよく分かる。そういう環境があったから三好市は先駆的に行っているのかも知れません。しかし最終的に働き掛けをしているということは別にケアサポーターでなくても普通のサポーターでもいいわけですよ。

このサポーターを支援・養成をする仕事は県の所管なんですけど、お聞きしたのですが、研修内容というのが、1日座って講義を聞くというので終わっていると聞いたんですね。さっき、もう少し詳しく教えてほしいと言ったのですが、十分な専門家になれるだけの研修をやられているのかということにも少し疑問がございまして、そのあたりは今後改善を図りたい。相当なスキルがないと当事者の方と会って働き掛けをできないそうです。

また同時に利用者発見が困難ということもあって、この団体自体も、先ほどの板野の事業所もそうでしたけど、顧客が少ないわけで、それが経営を圧迫するんです。行政がニーズをきちんと把握して一生懸命やっている人たちにつないでいくという活動がいかにか大事かというのがここでも言えると思うんです。

それから、保健所の方が頑張っておられるとしても、先ほど黒崎委員さんからもお話がありましたけど、児童虐待の問題なんかがあって、非常に多忙なんです。首が回らないようになる。時々訪問には行くのだけでも、とても 2 回、3 回と行くだけの時間も手間もない、そういう状況ですから是非民間の力を借りて、こういう事業を全県展開する体制を取っていく必要があるのではないかと私は思んですけど、そのあたりもこれから取り組む方向性として、確認をしていただきたいと思います。

戸川健康づくり課長

この引きこもりサポーター事業についての広まりということで御質問を頂いております。

この引きこもりサポーター事業につきましては、現在、市町村が実施主体として行っているところがございますけれども、地域の実情を把握している市町村が実施主体ということになることで、派遣の仕方やフォローアップにもきめ細やかな対応が図られるものと思っております。

そういうこともありまして、県といたしましては、そういった状況が市町村のほうで条件がそろえば、この引きこもりサポーター派遣事業について御活用いただきたいと思いますので、県といたしましてもこういった事業につきましては、各市町村、この事業内容についての周知をしていきたいと考えております。

扶川委員

是非、市町村が三好市のように力を入れてやっていただけるようにお願いしたいと思います。

そして、最初の調査も二の矢三の矢を放って、実態をしっかり把握して、その上で進めたいとお願ひしたいのですが、なお、ちょっと苦言を呈しますと、市町村でいろいろな規模がありますから、小さい所もありますよね。なかなかこれだけの事業を自前でやっていくのは厳しい所もあるんじゃないかと思うんですよ。この事業の要綱によりますと、県が実施主体になってもいいと書いてある。弱小の市町村では、手が回らないということもあると思うんですよね。生活保護行政でも市は市が所管しますが、町村は県がやっていますよね、やっぱりそういう力が足りない町村に対するサポートを県が実施主体になることも含めて、全県で漏れがないように、引きこもりをされている方々が取り残されないようにしていただきたいと思います。

戸川健康づくり課長

この引きこもりサポーター事業について県が実施主体となったらどうかと言う御意見、御質問だったかと思ひます。

先ほども申しましたように、この引きこもりという問題につきましては家庭の状況等がございますので、より地域の実情を把握している市町村が実施主体となることが後のフォローアップの体制につきましても適しているものと考えております。きめ細やかな対応もできるものと思っております。

そういうことから、この派遣事業につきましては、まずは市町村のほうで行っていただ

きたいと思っておりますけども、県といたしましても、このサポーターの養成につきましては、県のほうで養成事業を行うこととしておりますし、それから県の役割としては、「きのぼり」を中心として、そういった相談者の方々に対する相談だけでなく、支援者の方に対するノウハウ、技術的なアドバイス、それから相談ノウハウなどのことも県としてはバックアップできるものと考えております。

あと周知啓発につきましても県としてもやっていこうと思っておりますので、引き続き市町村と連携してこの事業をやっていきたいと考えております。

扶川委員

家族会の代表の方が、引きこもり対策推進事業の着実な実施ということもお願いをしたということなので意見を頂いて、せっかく事業が存在しているのに活用されていない自治体が圧倒的多数だという状況は非常に悲しいと。こういう状況は全国にもあると指摘されているのだと思います。

引きこもりになっている方々、社会的弱者に優しい徳島県なんだと評価を高めるために、これだけ深刻な問題なんですから、少なくとも6,000人の方々が、ひょっとしたら、その倍、1万人は超すかも分からない方々が悩んでいる問題というか、今までとはレベルが違うという取組をしていただきたいということを強く希望します。

古川委員

私も今回、補正予算関係について一つ。まず最初、先ほど黒崎委員からもありましたけれども児童虐待の防止の対策の強化については、今回、今年度予算は2,600万円、その内当初予算は700万円ぐらい、かなりの補正予算ですね。まず、対策強化にどのようなところを重視してやっていくのか簡潔に教えてください。

石炉こども未来応援室長

今回、先ほどは市町村支援専門員の御説明をさせていただいたところですが、児童虐待については三つの柱を立てまして、強化を進めておるところでございます。まずは、職員の専門性の確保や資質の向上。こちらについては、様々な児童相談所や、また、市町村の職員に向けての専門性強化のための研修に係る費用を計上させていただいております。

それともう1点につきましては、法的処置に対する体制を強化するというところで司法面接とか、そういった警察や検察などとの連携に係る環境整備についての予算を上げさせていただいております。

それともう1点、更に重要な部分としまして、関係機関との連携強化としまして、先ほどの市町村との連携、それから学校や医療機関、そういった所との連携のためのガイドブックの作製など、また警察との情報共有など。そういった三つについての予算を計上させていただいております。

古川委員

この児童虐待防止については、黒崎委員も言われたように重要な課題になっていると思うのです。本当に痛ましい事件が頻発しておりますし、また今、日本は少子化でもありま

すので、しっかりと子供たちを育てていかなければいけないということで、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。この分野については、徳島が全国のモデルになるような取組をしていってほしいなと思っております。知事が、県が、よく言うように児童虐待は徳島みたいなですね、そういうような形になっていってほしいなと思います。

先ほどの取組、一つの大きな柱として体制強化です。これは去年の本会議の質問でも取り上げさせてもらったのですが、質・量ともにしっかりと体制強化を図ってほしいと思っています。その前に、やはり今いろいろな痛ましい事件が発生しているので、とにかく親子を分離したらいいみたいな風潮になり兼ねないところがありますので、これは気を付けていかなければいけないと思います。引き離したらいいという問題では決してないと思いますので、パーマネンシーと言いますか、居場所、帰れる場所を確保してあげなければいけないと思います。何十年か前のアメリカのようになってしまったら更に大変な状況になりますから、そのあたり、どのように考えているのか教えてもらえますか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、委員から親子分離だけではなくて、パーマネンシー保障というものをしっかりとやっていかななくてはいけないのではないかという御意見を頂いたところであります。

県といたしましては、親子分離については、最後の手段というのではないですけれども、やはり子供の安全が一番大切でございますので、そういった点で必要な場合には子供さんを一時保護という形で、一旦は分離させていただくのですけれども、その後、子供さんであったり、保護者の方であったり、また関係機関、市町村などからいろんな情報を得た上で、分離が必要な場合は分離させていただきますし、在宅での見守りで大丈夫な場合には帰っていただく場合もありますし、そこは適切な対応をしております。

そしてまた、仮に親子分離をした場合におきましても、最終目指すべきところは家族再統合でございますので、そういった意味も込めまして、職員の資質の向上を図った上で、家族対応のスキルを上げていくという対応をしているところでございます。

古川委員

そういう視点で願えたらと思います。パーマネンシープランニングと言いますか、本当にどの優先順位でやっていくか、養子縁組ですとか里親というのもしっかりと進めていかなければいけないと思います。

このあたりもしっかりと進めていただきたいと思いますが、まず、体制強化の部分ですけれども、現在は児童福祉司は何人いて、そのうち行政事務職とか心理職とか、内訳はどうなっているんですか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、職員の配置について御質問を頂いたところでございます。

現在、令和元年 5 月 1 日現在で児童福祉司の配置につきましては、3 児童相談所合わせまして 25 名の配置をしておるところでございます。行政職それから心理職等の内訳については現在持ち合わせておりません。申し訳ございません。

古川委員

ほとんど行政職なんでしょうね。人数的には。

石炉こども未来応援室長

正確な内訳は持ち合わせておりませんが、行政職員、それ以外にも教員の方、保育士さん、心理の専門職の方、そういった者も配置しておりますので、全てが行政職というわけではございません。

古川委員

そういう保育士さんや心理職の方とか、教員の方も何名かはいらっしゃるということですね。分かりました。

今回児童福祉司職を創設をして、来年度から配置をするということなんですけれども、この児童福祉司職というのは、名前のおり児童福祉の職にほぼ限って仕事をしてもらうという形で雇うということよろしいですか。

石炉こども未来応援室長

来年度に向けまして、今年度、児童福祉司の採用を開始させていただきます。

これにつきましては、既に児童福祉司の任用資格をお持ちの方、若しくは 3 月 31 日までに同資格を取得する見込みのある方というふうなことで、そもそも児童福祉司については任用資格でございますので、一般の行政職の場合につきましては、ある程度経験年数を必要としますが、こういった採用によりまして、すぐに任用できる方、なおかつ将来にわたりこういった分野で活躍していける人材を確保した上で、将来的に育成して活用していけるような体制を取っていきたいと考えております。

古川委員

児童虐待の対応の仕事ですと、専門性が問われますので、やっぱり 10 年とか長いスパンでずっと専門性を積んでもらえるような体制を作っていないといけないとすごく感じています。

今 25 名いる児童福祉司さんの 7 割、8 割がそういう専門職にもなれるように、ここ何年か掛けて体制を整えていただきたいと思いますし、25 名でなくて人数も更に増やして体制を固めていただきたいと思いますなと思います。

あと、弁護士さんの体制というのは今どうなっているんですか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、委員から弁護士の配置について御質問を頂いたところでございます。

弁護士につきましては、平成 28 年 10 月から配置をしていたのですが、平成 29 年 4 月 1 日からは 1 名を増員いたしまして、現在、中央児童相談所に 2 名、南部・西部にも各 1 名の弁護士を非常勤ではありますが、配置しているところでございます。

古川委員

分かりました。やっぱり常勤弁護士が大事だとすごく言われています。

1名は常勤の弁護士をなんとか、県庁にもどこにも置いてないのに児童相談所だけというのかなりハードルは高いと思いますけれども、児童虐待は本当に重要な問題ですので、トップランナーを目指して常勤弁護士を何とか置いていけるように、本会議等で取り上げたいと思いますけれども、現場からしっかり声を上げてほしいなと思っております。

あと市町村との連携強化、これはすごく大事だと思っております、社会的渦の中心となるのは市町村の支援拠点によるソーシャルワーカーかなと思っておりますので、児童家庭支援センター、これを本当にいろんな市町村に設置ができるように進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、この市町村による支援拠点の整備促進という部分はどのように考えていますか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、市町村の支援拠点の設置について御質問を頂きました。

こちらについては国のほうが全市町村への設置を求めています子ども家庭総合支援拠点のことということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、国のほうでも昨年12月に打ち出しました新しいプランにおきまして、全市町村への設置を求めているところがございます。

ただ、現在、県内には支援拠点はございませんで、市町村の規模によりまして、専門職員の配置などが決められているようなところもあり、なかなか進んでない状況がございます。

ただ、これにつきましても非常に重要なことだと認識いたしております、国も市町村の子ども家庭総合支援拠点と合わせまして、いわゆるネウボラの設置も進めております。これらについては、一体的な設置も有効ではないかということで、国がモデルケースなども示しておりますので、それぞれの市町村の規模や実情に合わせて、設置の仕方についても御相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

特に本年度につきましては、県の社会的養育の在り方を示します計画の策定を予定しております、こちらのほうで市町村の体制強化についても、市町村の御意見も聞きながら推進に取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

いろんな施設を統合しながらやっていただけたらいいと思いますので、市町村もしっかりと児童虐待に取り組めるような体制を進めていけるように取り組んでいただきたいと思います。

重清委員

今日の資料で待機児童の速報値が出ているのですが、昨年が33名オーバーで、今年が73名。内訳は徳島市が9名、阿波市が11名等で43名ということで、これ、今現状はどうなっているのか。言っている意味分かりますか。昨年の待機児童が33名、今年プラス40で73名とあるが、内訳はプラス43名。今の現状はどうなっているのか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、重清委員からこの速報値の数字についての御質問がございました。

分かりにくい数字で恐縮でございます。内訳のうち、実は昨年発生しておりました吉野川市と三好市が 0 になったものですので、こちらについての数字が隠れているという状況でございます。

吉野川市が、実はマイナス 2 名。そして三好市がマイナス 1 名ということでございまして、トータルいたしますと前年比較 40 名の増ということでございます。

重清委員

こういう書き方するんですか。今言った三好市と吉野川市が前年から減っていると。

それと言っているのが、今 1 名とか 2 名とかの数字、それなら今現状はどうなっているのか、もう入れたのかということ。それぐらい、ぎりぎりの定数でしてないだろう。もう 6 月になっているが、徳島市以外は今年初めて出てきている数字だけれど、今でも丸々待機児童になっているのかという話よ。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、現在の状況ということで御質問を頂いております。

委員のお話のとおり、例えば報道でもありました佐那河内村につきましては、臨時の保育士を確保することにより待機児童が解消されております。また、東みよし町につきましても、同様に保育士の自己都合退職により発生していた待機児童なんですけれども、こちらについては現在は解消している状況でございます。

全市町村回って聞いているところでございますけれども、今私のほうで把握しているのはその 2 件でございます。まだ待機児童が発生している所はあるはずでございます。

重清委員

よっほどの数だったら難しいだろうけど、市町村に聞いたら簡単に分かる数字だと思うので、きちんと把握しておいてください。

須見委員長

他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時 01分)